

[事案 28-157] 契約無効請求

・平成 28 年 12 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

契約した覚えがないとして、既払込保険料と解約返戻金の差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 1 月に契約、同年 12 月に解約した養老保険について、以下の理由により、既払込保険料と解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1) 契約申込書の筆跡は自分のものであるが、契約内容の説明を受けて署名した覚えがない。
- (2) 初回保険料を支払った覚えがない。
- (3) 立会人とされる人物は立ち会っていない。
- (4) 自分は高齢で、配偶者も死亡しており、新たに契約する意思もなかった。

<保険会社の主張>

申立人が契約申込書に署名したことは間違いがなく、募集人が不当行為を行ったとする特段の事情は認められないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会で検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。